

島根県報

平成26年12月 5 日 (金)
号外 第 152 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則	(青少年家庭課)	2
島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則	(")	14

【告 示】

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針の一部改正	(青少年家庭課)	35
-------------------------------------	----------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第83号）

1 規則の概要

- (1) 島根県認定こども園の認定に関する規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）等に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- (2) 法の改正に伴う規定及び様式の整備
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則（規則第84号）

1 規則の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園の設置に係る届出及び認可申請の手続を定めることとした。（第2条・様式第1号・様式第2号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止に係る届出及び認可申請の手続を定めることとした。（第3条・様式第3号・様式第4号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の設置者の変更に係る届出及び認可申請の手続を定めることとした。（第4条・様式第5号・様式第6号関係）
- (4) 立入検査等を行う職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。（第5条・様式第7号関係）
- (5) 情報提供の方法について定めることとした。（第6条関係）
- (6) 変更（設置者の変更を除く。）の届出の手続を定めることとした。（第7条・様式第8号関係）
- (7) 運営の状況の報告について定めることとした。（第8条・様式第9号関係）

2 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

規 則

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第83号

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

島根県認定こども園の認定に関する規則（平成18年島根県規則第94号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年文部科学

府

省令第2号)及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年島根県条例第57号。以下「条例」とい

う。)に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号及び第2号中「に満たない」を「未滿の」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「に満たない」を「未滿の」に改め、「のうち、保育所と同様に1日に8時間程度利用する者(以下「長時間利用児」という。)」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号中「のうち、長時間利用児」を削り、同号を同条第4号とする。

第3条第2項中「長時間利用児」を「、保育所と同様に1日に8時間程度利用する者」に改める。

第4条を次のように改める。

(食事の外部搬入の基準)

第4条 条例第11条第6項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

第5条第1項中「(以下「認定の申請」という。)」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第7条第1項中「第6条」を「第28条」に改め、「及び公示」を削り、同条第2項中「第6条」を「第28条」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 満3歳以上の子どもについて編制する学級数

第8条中「第7条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条ただし書中「法第4条第1項第3号に規定する乳児若しくは幼児の数又は同項第4号に規定する子どもの数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員若しくは保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」に改め、「であるとき」の次に「、又は前条第2項第2号若しくは第4号の事項のみを変更する場合について」を加える。

第10条中「第10条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第11条中「第8条第1項」を「第30条第1項」に改める。

様式第1号の別紙2以外の部分を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 申請者 設 置 者
 代表者氏名 ㊟
 （電話番号 ）

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項（第3項）の規定により、認定こども園の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 認定を受ける施設の名称、所在地、施設種別及び認可定員（届出定員）

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 施設種別
- (4) 認可定員（届出定員）

2 認定こども園の事業を開始する予定年月日

3 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び在籍見込（事業開始予定日現在）

(1) 利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計
在籍見込	人		利用定員							
			在籍見込							

- (2) 定員の弾力化による受入れの有無 有 ・ 無

4 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員及び在籍見込（事業開始予定日現在）

利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計
在籍見込	人		利用定員							
			在籍見込							

5 認定こども園の名称及び種類

- (1) 名称
- (2) 種類 幼稚園型 保育所型 地方裁量型

6 満3歳以上の子どもについて編制する学級数

7 認定こども園の長となるべき者の氏名

8 教育又は保育の目標及び主な内容

(認定こども園として目指す教育又は保育の目標及び理念、教育又は保育のねらい及び内容の概要、開園日数、開園時間、認定こども園としての配慮事項など)

9 子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

10 園児の1日の活動内容

11 利用料の額

12 添付資料

- (1) 認定こども園の長となるべき者の履歴書、資格証明書及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例第8条第1項第2号の要件を満たす者であることの申立書
- (2) 職員名簿(別紙1)、資格証明書並びに島根県認定こども園の認定に関する規則第3条第1項第2号及び第3号又は同条第2項第2号及び第3号の要件を満たす職員であることの申立書
- (3) 位置図、建物平面図及び敷地平面図(建物配置)
- (4) 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- (5) 建物等面積表(別紙2)
- (6) 給食計画
- (7) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- (8) 管理運営に関する規程等
 - ア 業務分担表
 - イ 保育従事者研修計画
 - ウ 管理規程
 - エ 情報開示関係規程
 - オ 入園選考規程
 - カ 子育て支援事業実施計画
 - キ 防災関係規程
 - ク 補償関係書類
 - ケ 自己評価等実施計画
- (9) 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表
- (10) 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書(又はこれに代わる書類)
- (11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

注 (9)から(11)までについては、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 設 置 者
代表者氏名 ④
(電話番号)

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、認定こども園の運営内容等の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定こども園の名称

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

3 変更理由

4 変更予定年月日

5 添付資料

- (1) 変更事項に関する書類
- (2) 理事会議事録
- (3) 設置主体の代表者又は認定こども園の長の変更の場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号に該当しない旨の誓約書

注 この届出書は、次に掲げる事項の変更をしようとするときに提出すること。

- (1) 認定こども園の名称及び種類
- (2) 認定こども園の所在地
- (3) 設置主体の代表者
- (4) 認定こども園の長
- (5) 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（一時的に変更する場合であって、その変更の合計の数が10人を超えない数であるときを除く。）
- (6) 認定こども園が実施する子育て支援事業
- (7) 利用料の額
- (8) 施設設備の概要（園舎、屋外遊戯場、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積に変更がある場合に限る。）
- (9) 満3歳以上の子どもについて編制する学級数
- (10) 教育又は保育の目標及び主な内容

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
提出者 設 置 者
代表者氏名 ④
(電話番号)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、認定こども園の運営状況について報告します。

記

1 認定こども園の名称

2 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び在籍数（報告日前日現在）

(1) 利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合計
在 籍 数	人		利用定員	()			()			()
			在 籍 数	()	()	()	()	()	()	()

(注) 括弧内には、報告日の属する年の4月1日現在の人数を記入すること。

(2) 定員の弾力化による受入れの有無 有 ・ 無

3 保育を必要とする子ども以外の子どもの係る利用定員及び在籍数（報告日前日現在）

利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合計
在 籍 数	人		利用定員	()			()			()
			在 籍 数	()	()	()	()	()	()	()

(注) 括弧内には、報告日の属する年の4月1日現在の人数を記入すること。

4 満3歳以上の子どもについて編制する学級数

5 認定こども園の長の氏名

6 教育又は保育の目標及び主な内容

(認定こども園として目指す教育又は保育の目標及び理念、教育又は保育のねらい及び内容の概要、開園日数、開園時間、認定こども園としての配慮事項など)

7 子育て支援事業のうち認定こども園が実施している事業

8 教育及び保育に直接従事する職員の数

人（報告日の属する年の4月1日現在）

9 添付資料

添 付 資 料 名	変更の有無
(1) 認定こども園の長の履歴書、資格証明書及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例第8条第1項第2号の要件を満たす者であることの申立書	有 ・ 無
(2) 職員名簿、資格証明書並びに島根県認定こども園の認定に関する規則第3条第1項第2号及び第3号又は同条第2項第2号及び第3号の要件を満たす職員であることの申立書	有 ・ 無
(3) 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）	有 ・ 無
(4) 建物等面積表	有 ・ 無
(5) 給食計画	有 ・ 無
(6) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画並びにこれに基づく指導計画	有 ・ 無
(7) 業務分担表	有 ・ 無
(8) 保育従事者研修計画	有 ・ 無
(9) 管理規程	有 ・ 無
(10) 情報開示関係規程	有 ・ 無
(11) 入園選考規程	有 ・ 無
(12) 子育て支援事業実施計画	有 ・ 無
(13) 防災関係規程	有 ・ 無
(14) 補償関係書類	有 ・ 無
(15) 自己評価等実施計画	有 ・ 無
(16) 園児の1日の活動内容	有 ・ 無
(17) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書	有 ・ 無

注1 添付資料は、認定申請又は前回の変更届出若しくは運営状況報告から変更があるもののみ添付すること。

2 9(2)の職員名簿は、様式第1号の別紙1によること。

3 9(4)の建物等面積表は、様式第1号の別紙2によること。

4 9(17)の誓約書は、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

- 5 設置主体の代表者又は認定こども園の長に変更がある場合は、この報告書ではなく認定こども園変更届出書（様式第3号）によること。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則をここに公布する。

平成26年12月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第84号

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政

令第203号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年文部科学
内 閣
厚生労働

府
省令第2号。以下「府省令」という。）及び島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に關す
省

る基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置の届出等）

第2条 法第16条の規定による設置の届出は、事業開始の予定日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置届出書（様式第1号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、事業開始の予定日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第2号）により行わなければならない。

（廃止又は休止の届出等）

第3条 法第16条の規定による廃止又は休止の届出は、廃止し、又は休止しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、廃止し、又は休止しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（様式第4号）により行わなければならない。

（設置者の変更の届出等）

第4条 法第16条の規定による設置者の変更の届出は、変更しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（様式第5号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請は、変更しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（様式第6号）により行わなければならない。

（身分を示す証明書）

第5条 法第19条第2項に規定する証明書は、様式第7号によるものとする。

（教育・保育等に関する情報の提供）

第6条 法第28条に規定する周知は、インターネットの利用、新聞への掲載その他の方法により行うものとする。

2 法第28条に基づき提供する情報の項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第4条第1項各号に掲げる事項

(2) 園児の1日の活動内容

- (3) 利用料の額
- (4) 職員配置の状況
- (5) 施設設備の概要
- (6) 満3歳以上の園児について編制する学級数
(変更の届出)

第7条 法第29条第1項又は府省令第15条第2項の規定による変更の届出は、変更しようとする日から起算して30日前までに、幼保連携型認定こども園変更届出書（様式第8号）により行わなければならない。ただし、保育を必要とする子どもに係る利用定員若しくは保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員を一時的に変更する場合であって、その変更の合計の数が10人を超えない数であるとき、又は前条第2項第2号若しくは第4号の事項のみを変更する場合については、この限りでない。

(運営の状況報告)

第8条 法第30条第1項に規定する報告は、毎年6月末日までに幼保連携型認定こども園運営状況報告書（様式第9号）により行わなければならない。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

島根県知事 様

届出者 市町村名
市町村長名



幼保連携型認定こども園設置届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

施設 の 名 称											
施設 の 所 在 地											
設 置 の 目 的											
保育を必要とする子どもに係る利用定員等 (人)	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計			
	利 用 定 員										
	事業開始時在籍見込										
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員等 (人)	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計			
	利 用 定 員										
	事業開始時在籍見込										
満3歳以上の園児について編制する学級数											
園 長 の 氏 名											
職員配置の状況 (人)	園 長	副園長・教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保 育 教 諭	助保育教諭					
	講 師							合 計			
園地・園舎の状況	園 地	敷地面積			m ²	園庭面積			m ²		
	園 舎	構 造	造 階建								
		面 積	建築面積			m ²		延床面積			m ²
施設設備等の概要	区 分	室 数	面積 (m ²)		区 分	室 数	面積 (m ²)				
	乳 児 室				調 理 室						
	ほ ぶ く 室				便 所						
	保 育 室										
	遊 戯 室										
	職 員 室										
	保 健 室										
	区 分	有 ・ 無		区 分		有 ・ 無					
	飲 料 水 用 設 備			水 遊 び 場							
	手 洗 用 設 備			園 児 清 浄 用 設 備							
	足 洗 用 設 備			図 書 室							

	放 送 聴 取 設 備		会 議 室	
	映 写 設 備			
教育又は保育の目標及び主な内容				
実施する子育て支援事業				
園児の1日の活動内容	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	
利 用 料 の 額				
経費の見積り及び維持方法				
開 設 予 定 年 月 日				

添付資料

- 1 教育及び保育に関する全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- 2 園長の資格を有することを証する書類又は同等の資格を有する者であることの申立書
- 3 職員名簿（別紙）及び資格証明書
- 4 園長及び職員の履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記すること。）
- 5 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- 6 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- 7 園児の処遇に関する計画
 - (1) 衛生管理計画
 - (2) 健康診断実施計画
 - (3) 給食計画及び食育計画
 - (4) 避難及び消火訓練に関する計画
- 8 管理運営に関する規程等
 - (1) 園則、管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等の内部規程
 - (2) 業務分担表
 - (3) 職員の資質向上のための研修計画
 - (4) 情報開示関係規程
 - (5) 入園選考規程
 - (6) 子育て支援事業実施計画
 - (7) 安全管理（事故、災害、感染症、食中毒等）対応マニュアル
 - (8) 補償関係書類
 - (9) 自己評価等実施計画
- 9 設置に関する条例の写し

様式第2号 (第2条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 申請者 法 人 名
 代表者氏名 (印)
 (電話番号)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

施 設 の 名 称										
施 設 の 所 在 地										
設 置 の 目 的										
保育を必要とする子どもに係る利用定員等 (人)	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計		
	利 用 定 員									
	事業開始時在籍見込									
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員等 (人)	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計		
	利 用 定 員									
	事業開始時在籍見込									
満3歳以上の園児について編制する学級数										
園 長 の 氏 名										
職員配置の状況 (人)	園 長	副園長・教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保 育 教 諭	助保育教諭				
	講 師						合 計			
園地・園舎の状況	園 地	敷地面積 m ²				園庭面積 m ²				
	園 舎	構 造	造 階建							
		面 積	建築面積 m ²			延床面積 m ²				
施設設備等の概要	区 分	室 数	面積 (m ²)	区 分	室 数	面積 (m ²)				
	乳 児 室			調 理 室						
	ほ ぶ く 室			便 所						
	保 育 室									
	遊 戯 室									
	職 員 室									
	保 健 室									
	区 分	有 ・ 無			区 分	有 ・ 無				
飲 料 水 用 設 備				水 遊 び 場						

	手 洗 用 設 備		園 児 清 浄 用 設 備	
	足 洗 用 設 備		図 書 室	
	放 送 聴 取 設 備		会 議 室	
	映 写 設 備			
教育又は保育の目標及び主な内容				
実施する子育て支援事業				
園児の1日の活動内容	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	
利 用 料 の 額				
経費の見積り及び維持方法				
開 設 予 定 年 月 日				

添付資料

- 1 教育及び保育に関する全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- 2 園長の資格を有することを証する書類又は同等の資格を有する者であることの申立書
- 3 職員名簿及び資格証明書
- 4 設置主体の代表者、園長及び職員の履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記すること。）
- 5 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- 6 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- 7 園児の処遇に関する計画
 - (1) 衛生管理計画
 - (2) 健康診断実施計画
 - (3) 給食計画及び食育計画
 - (4) 避難及び消火訓練に関する計画
- 8 管理運営に関する規程等
 - (1) 園則、管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等の内部規程
 - (2) 業務分担表
 - (3) 職員の資質向上のための研修計画
 - (4) 情報開示関係規程
 - (5) 入園選考規程
 - (6) 子育て支援事業実施計画
 - (7) 安全管理（事故、災害、感染症、食中毒等）対応マニュアル
 - (8) 補償関係書類
 - (9) 自己評価等実施計画
- 9 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

10 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書（又はこれに代わる書類）

11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

注 3 の職員名簿は、様式第1号の別紙によること。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

届出者 市町村名

市町村長名

印

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、幼保連携型認定こども園の廃止（休止）について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 入園している園児の処遇
- 4 廃止の期日又は休止の予定期間
- 5 財産の処分（廃止の場合のみ）
- 6 添付書類
当該市町村の要保育児童数の推移の分かる資料

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 法 人 名
代表者氏名 ⑩
(電話番号)

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の廃止（休止）について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 入園している園児の処遇
- 4 廃止の期日又は休止の予定期間
- 5 財産の処分（廃止の場合のみ）
- 6 添付書類
 - (1) 理事会議事録
 - (2) 市町村長意見書（当該市町村の要保育児童数の推移が明記してあるもの）

様式第5号 (第4条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村名

市町村長名

印

届出者

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

(電話番号

)

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者の変更について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

設 置 者											
施 設 の 名 称											
施 設 の 所 在 地											
設 置 の 目 的											
保育を必要とする子どもに係る利用定員等(人)	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計			
	利 用 定 員										
	変 更 時 在 籍 見 込										
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員等(人)	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計			
	利 用 定 員										
	変 更 時 在 籍 見 込										
満3歳以上の園児について編制する学級数											
園 長 の 氏 名											
職員配置の状況(人)	園 長	副園長・教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保 育 教 諭	助保育教諭					
	講 師						合 計				
園地・園舎の状況	園 地	敷地面積				m ²	園庭面積				m ²
	園 舎	構 造	造 階建								
		面 積	建築面積			m ²	延床面積				m ²
区分	室 数	面積 (m ²)		区 分	室 数	面積 (m ²)					
	乳 児 室			調 理 室							
	ほ ぶ く 室			便 所							
	保 育 室										

施設設備等の概要	遊 戯 室				
	職 員 室				
	保 健 室				
	区 分	有 ・ 無	区 分	有 ・ 無	
	飲 料 水 用 設 備		水 遊 び 場		
	手 洗 用 設 備		園 児 清 浄 用 設 備		
	足 洗 用 設 備		図 書 室		
	放 送 聴 取 設 備		会 議 室		
	映 写 設 備				
教育又は保育の目標及び主な内容					
実施する子育て支援事業					
園児の1日の活動内容	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)		
利 用 料 の 額					
経費の見積り及び維持方法					
変 更 理 由					
変 更 予 定 年 月 日					

注 変更後の状況を記載するものとし、変更がある事項については、変更前の状況を括弧書きすること。

添付資料

- 1 教育及び保育に関する全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- 2 園長の資格を有することを証する書類又は同等の資格を有する者であることの申立書
- 3 職員名簿及び資格証明書
- 4 設置主体の代表者、園長及び職員の履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記すること。）
- 5 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- 6 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- 7 園児の処遇に関する計画
 - (1) 衛生管理計画
 - (2) 健康診断実施計画
 - (3) 給食計画及び食育計画
 - (4) 避難及び消火訓練に関する計画
- 8 管理運営に関する規程等
 - (1) 園則、管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等の内部規程
 - (2) 業務分担表

- (3) 職員の資質向上のための研修計画
 - (4) 情報開示関係規程
 - (5) 入園選考規程
 - (6) 子育て支援事業実施計画
 - (7) 安全管理（事故、災害、感染症、食中毒等）対応マニュアル
 - (8) 補償関係書類
 - (9) 自己評価等実施計画
- 9 設置に関する条例の写し
 - 10 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表
 - 11 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書（又はこれに代わる書類）
 - 12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- 注1 添付書類は、変更前及び変更後のそれぞれについて作成すること。ただし、変更前後の書類が同一のものとなる場合は、変更前の書類を省略することができる。
- 2 3の職員名簿は、様式第1号の別紙によること。
 - 3 9の設置に関する条例の写しは、設置者が市町村の場合に添付すること。
 - 4 10から12までに掲げる書類については、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 法 人 名
 代表者氏名 (印)
 (電話番号)

申請者

住 所
 法 人 名
 代表者氏名 (印)
 (電話番号)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者の変更について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設 置 者										
施 設 の 名 称										
施 設 の 所 在 地										
設 置 の 目 的										
保育を必要とする子どもに係る利用定員等(人)	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計		
	利 用 定 員									
	変 更 時 在 籍 見 込									
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員等(人)	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計		
	利 用 定 員									
	変 更 時 在 籍 見 込									
満3歳以上の園児について編制する学級数										
園 長 の 氏 名										
職員配置の状況(人)	園 長	副園長・教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保 育 教 諭	助保育教諭				
	講 師						合 計			
園地・園舎の状況	園 地	敷地面積 m ²				園庭面積 m ²				
	園 舎	構 造	造 階建							
		面 積	建築面積 m ²			延床面積 m ²				
区 分	室 数	面積 (m ²)	区 分	室 数	面積 (m ²)					
	乳 児 室			調 理 室						

施設設備等の概要	ほふく室			便 所		
	保 育 室					
	遊 戯 室					
	職 員 室					
	保 健 室					
	区 分	有 ・ 無	区 分	有 ・ 無		
	飲 料 水 用 設 備		水 遊 び 場			
	手 洗 用 設 備		園 児 清 浄 用 設 備			
	足 洗 用 設 備		図 書 室			
	放 送 聴 取 設 備		会 議 室			
	映 写 設 備					
教育又は保育の目標及び主な内容						
実施する子育て支援事業						
園児の1日の活動内容	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)			
利 用 料 の 額						
経費の見積り及び維持方法						
変 更 理 由						
変 更 予 定 年 月 日						

注 変更後の状況を記載するものとし、変更がある事項については、変更前の状況を括弧書きすること。


添付資料

- 1 教育及び保育に関する全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- 2 園長の資格を有することを証する書類又は同等の資格を有する者であることの申立書
- 3 職員名簿及び資格証明書
- 4 設置主体の代表者、園長及び職員の履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記すること。）
- 5 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- 6 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- 7 園児の処遇に関する計画
 - (1) 衛生管理計画
 - (2) 健康診断実施計画
 - (3) 給食計画及び食育計画
 - (4) 避難及び消火訓練に関する計画
- 8 管理運営に関する規程等

- (1) 園則、管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等の内部規程
 - (2) 業務分担表
 - (3) 職員の資質向上のための研修計画
 - (4) 情報開示関係規程
 - (5) 入園選考規程
 - (6) 子育て支援事業実施計画
 - (7) 安全管理（事故、災害、感染症、食中毒等）対応マニュアル
 - (8) 補償関係書類
 - (9) 自己評価等実施計画
- 9 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表
- 10 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書（又はこれに代わる書類）
- 11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- 注1 添付書類は、変更前及び変更後のそれぞれについて作成すること。ただし、変更前後の書類が同一のものとなる場合は、変更前の書類を省略することができる。
- 2 3の職員名簿は、様式第1号の別紙によること。
 - 3 11の誓約書は、変更後の設置者のもののみ添付すること。

様式第7号（第5条関係）

(表)

第 号
証 明 書
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。
年 月 日 交付
島根県知事 

(裏)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）
（報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 略

縦8センチメートル、横10センチメートル

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

島根県知事 様

届出者 市町村名

市町村長名

印

住 所

法 人 名

代表者氏名

(電話番号

印

)

幼保連携型認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、幼保連携型認定こども園の運営内容等の変更について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 施設の名称

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

3 変更理由

4 変更予定年月日

5 添付資料

- (1) 変更事項に関する書類
- (2) 理事会議事録
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（設置主体の代表者又は園長の変更であって、設置者が市町村以外の場合に限る。）

注 この届出書は、次に掲げる事項の変更をしようとするときに提出すること。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 設置の目的（設置者が市町村以外の場合に限る。）
- (4) 設置主体の代表者
- (5) 園長
- (6) 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員
- (7) 園則（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条各号に掲げる事項を変更する場合に限る。）
- (8) 実施する子育て支援事業
- (9) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (10) 施設設備の概要（園舎、園庭、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積に変更がある場合に限る。）
- (11) 利用料の額
- (12) 満3歳以上の園児について編制する学級数
- (13) 教育又は保育の目標及び主な内容
- (14) 経費の見積り及び維持方法（設置者が市町村以外の場合に限る。）

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

島根県知事 様

提出者 市町村名

市町村長名

印

住 所

法 人 名

代表者氏名

(電話番号

印

)

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の運営状況について報告します。

記

1 施設の名称

2 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び在籍数（報告日前日現在）

(1) 利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合計
在 籍 数	人		利用定員	()			()			()
			在 籍 数	()	()	()	()	()	()	()

(注) 括弧内には、報告日の属する年の4月1日現在の人数を記入すること。

(2) 定員の弾力化による受入れの有無 有 ・ 無

3 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員及び在籍数（報告日前日現在）

利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合計
在 籍 数	人		利用定員	()			()			()
			在 籍 数	()	()	()	()	()	()	()

(注) 括弧内には、報告日の属する年の4月1日現在の人数を記入すること。

4 満3歳以上の園児について編制する学級数

5 園長の氏名

6 教育又は保育の目標及び主な内容

7 実施している子育て支援事業

8 教育及び保育に直接従事する職員の数

人（報告日の属する年の4月1日現在）

9 添付資料

添 付 資 料 名	変更の有無
(1) 職員名簿及び資格証明書	有 ・ 無
(2) 園児の1日の活動内容	有 ・ 無
(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	有 ・ 無

注1 添付資料は、設置届出（認可申請）又は前回の設置者変更届出（認可申請）、変更届出若しくは運営状況報告から変更があるもののみ添付すること。

2 9(1)の職員名簿は、様式第1号の別紙によること。

3 9(3)の誓約書は、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

4 設置主体の代表者又は園長に変更がある場合は、この報告書ではなく幼保連携型認定こども園変更届出書（様式第8号）によること。

告 示**島根県告示第669号**

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針（平成18年島根県告示第973号）の一部を次のように改正し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

平成26年12月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2中「認定こども園における教育及び保育の内容は」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）における教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年文部科学省告示第1号）を踏まえるとともに」に改め、第2の1中「就学前」を「小学校就学前まで」に、「次の(1)から(6)までに」を「次に」に改め、第2の2を次のように改める。

2 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

- (1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- (3) 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者（以下「教育時間相当利用児」という。）と保育所と同様に1日に8時間程度利用する者（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

第2の3中「に固有の事情」を削り、「内容を」を「事項を」に、「目標・理念」を「目標、理念」に、「次の(1)から(4)までに」を「次に」に、「教育及び保育に関する」を「教育及び保育の内容に関する」に、「を編成するとともに、」を「並びに」に、「、日々」を「及び日々」に改め、第2の3の(1)中「短時間利用児」を「教育時間相当利用児」に、「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、第2の3の(3)中「同一学年の子どもで編制される」を削り、「に満たない」を「未滿の」に、「認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違」を「発達の状況」に、「いくことが望ましい」を「設定するなどの工夫をする」に改め、第2の4中「次の(1)から(4)までに」を「次に」に改め、第2の4の(1)中「満3歳に満たない子どもを含む」を「0歳から小学校」に改め、「が利用するため、子ども」を削り、「、満3歳に満たない」を「、満3歳未滿の」に、「集団による活動の充実、異年齢の子供による交流等が図られるよう工夫」を「同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫を」に改め、第2の4の(2)中「ことから、地域・家庭・認定こども園」を「ことを踏まえ、家庭や地域、認定こども園」に、「の観点から」を「を確保するため」に、「工夫する」を「工夫をする」に、「に満たない」を「未滿の」に、「工夫を行う」を「工夫をする」に改め、第2の5中「次の(1)から(8)までに」を「次に」に改め、第2の5の(1)中「就学前」を「小学校就学前」に改め、第2の5の(2)中「年齢の相違等」を「年齢の違いなど」に、「家庭環境の相違」を「家庭環境」に、「に満たない」を「未滿の」に、「連携協力」を「連携及び協力」に改め、第2の5の(3)中「1つの施設で」を「共に」に改め、第2の5の(4)中「を工夫」を「の工夫を」に改め、第2の5の(5)中「発育・発達」を「発育及び発達」に、「興味・関心」を「興味や関心」に改め、第2の5の(6)中「に相違がある」を「が異なる」に改め、第2の5の(7)中「子どもの」を削り、第2の5の(8)中「子育て力」を「子育てを自ら実践す

る力」に、「子育て経験」を「子育ての経験」に、「生活スタイル」を「生活形態」に改め、第2の6中「次の(1)から(3)までに」を「次に」に改め、第2の6の(2)中「小学校教育との連携・接続においては、」を削り、第2の6の(3)中「抄本・写し等」を「抄本、写し等」に改める。

第3中「次の1から5までに」を「次に」に改め、第3の2中「確保・向上」を「確保及び向上」に改め、第3の4の「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に、「作成・実施」を「作成し、研修を実施」に改め、第3に次のように加える。

5 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

第4中「次の1から3までに」を「次に」に改め、第4の1中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改める。